

カント・改革時代・モール (上)

——ドイツ干渉国家と法治国家思想——

木村周市朗

- 一 開題——法治国家と干渉主義——
- 二 カントの法形式論と近代ブルジョア社会原理
- 三 「公民社会」像の規範的諸契機
- 四 改革者としての官僚制国家——プロイセンと西南ドイツ——
(以上本号)
- 五 西南ドイツ初期自由主義と理性法論 (以下次号)
- 六 モールの法治国家と干渉主義
- 七 結収

一 開題——法治国家と干渉主義——

一 「社会国家 Sozialstaat」と称される現代西ドイツ福祉国家体制が、たしかに「社会的法治国家 Sozialer

カント・改革時代・モール (上)

「Rechtsstaat」という国制論的概念によって、十九世紀的な形式的・自由主義的法治国家の段階を脱却して実質的な社会的公正の実現を志向しているのだという点を自己総括的に標榜するものとしても、実はその「社会国家」体制自体は、ブルジョア社会原理としての個人の「自己責任」の原則を廃棄したわけでは決してなく、明確に市場経済原理に立脚している。西ドイツ基本法上の明文規定としての「社会」国家の法理解釈をめぐる不断の論争を支配してきた「法治国家と福祉国家との対決」(H・I・H・ハルトヴィヒ)という構図のなかで、むしろこの国の憲法・経済思想の主流においては、「社会国家」(社会的法治国家)の存立基盤たる「法治国家」原理の重要性が、近・現代国家をつらぬく条件規定的前提因として強調されて、「福祉国家 Wohlfahrtsstaat」の術語のほうは「扶養国家 Versorgungstaat」を連想させるものとして嫌われ、国家補助はあくまで「自己責任」原則の補完物にすぎぬもの、あるいは小生活圏ないし中間団体の自立と自治とを助成するものと位置づけられて(「補助性原理 Subsidiaritätsprinzip」)、個人の自由と自己責任、「人格の自由な開展と社会的諸過程の自立性」(ハルトヴィヒ)というブルジョア・イデオロギーの貫徹状況が「法治国家」のタームで表示されつづけてきたと思われる。おおよそこれらの点について、わたくしは別稿で鳥瞰的に展望した。

形式的・自由主義的法治国家から実質的・社会的法治国家へ、という「法治国家」の史的推転にかんする周知の一般的了解は、現代福祉国家体制の西ドイツ流の国制論的認識指標として、もとより基礎的意義を有するが、「法治国家」の現段階は「実質的」・「社会的」なそれなのだという認識に立つばあいにも、この「法治国家」はかつての「形式的」・「自由主義的」基本原理を廃棄してしまったと、論定してよいわけではない。E・I・W・ベッケンフェルデが指摘したように、実は、一方でその「社会性」は、法治国家的「自由」をすべての社会構

成員に実現することを目標とした「社会的諸前提の創出」を含意し、そのかぎりでは「社会性」は「正当性」を獲得しうるものであり、また他方では、「行政および司法の適法性、並びに自由と所有への介入に対する法律の留保」という「形式性」こそが、現段階で想定されている社会的公正の実現という「実質性」の存立可能性をとにかくも保証するものだと考えられるのであってみれば、⁽²⁾ 実質的・社会的法治国家と呼ばれるものは、形式的・自由主義的法治国家をすでに克服し脱却したものであるというより、むしろ前者は、後者をなお現に前提としており、イデオロギーと現実制度との両作用面で後者を漸次的に拡充・補正したものというべきだろう。なるほど「社会性」と「実質性」とは、「法治国家」の現代福祉国家的徴表であるとしても、そのばあいにも、個人の「自由」と法的「形式」とは、「法治国家」一般の内包すなわち本質的属性として存続していると考えねばなるまい。そしてその意味では、「法治国家」のこの内包は、「社会性」と「実質性」とを付加される前の段階、すなわち本来の形式的・自由主義的法治国家段階において、純粹に、いっそう鮮明に、その法的ブルジョア・イデオロギー性を表示するであらう。

しかしドイツにおける法的ブルジョア・イデオロギーとしての法治国家思想の現代的有効性が、もしかくに、たんに個人の「自由」と法的「形式」との思想的確定という、「法治国家」一般のすぐれて近代自由主義的な内包規定にのみ求められうるにすぎないとすれば、法治国家思想は、たんに社会的公正の実現を標榜するだけでなくそのための一定の国家「福祉」装置の制度化をも伴った現代干渉国家のもとでは、たとえ基底的ではあってもはや消極的にしか機能していないことになる。ところが逆に、もし、「法治国家」一般の右の内包規定自体が、国家干渉を排除するどころか、むしろ近・現代的な国家的政策干渉に道をひらき、これを積極的に支持するなら

かの契機を、本来包蔵していたとすれば、法治国家思想こそが現代福祉国家思想のドイツ的な史的源泉だということになるにちがいない。

二 イマヌエル・カント (Immanuel Kant, 1724-1804) は、『人倫の形而上学』(一七九七年)の前半部をなす「法論」において、人間意志の理性原理に立脚して、「自由」を、すべての国家構成員に共通の外的な強制法が全員に平等に保証する「外的権利」ととらえ、「法」を、国民として平等な市民各人の「外的権利」の調和を達成する形式的条件と規定することによって、ドイツにおける近代的法治国家思想の成立を実質的に決定づけた。そのさい、カントは、この「法」の形式的理解によって、法の実質や目的を一切視野の外に排除し、その帰結として、法を執行する国家権能が及ぶ部門領域の範囲には、即目的な限定をなんらつけなかった。したがって、そのかぎりでは、「自由の法則」にかんする形而上学としてのカントの理性法論は、近代法治国家における広範な国家干渉の潜在的可能性を、すでに形式原理的に暗示していたといつてよい。しかしカントの形而上学的法論は、「法」が個人の「自由」を普遍的に実現させるという点を実践理性的に論証したものであり、「自由」のための「法」の不可欠性と、「普遍的に結合した国民意志」が「法」を定立する理念的必然性とは明らかにしたものの、この事実上の近代的法治国家において国家干渉が展開されるばあいの原理そのものをふくんでいたわけではなかった。カントの理性法論は、当面、むしろ法の実質や目的の排除によって、旧ヨーロッパに伝統的な自然法国家目的論をのりこえ、そのことによって、「臣民の福祉」を国家目的にかかげていた啓蒙絶対主義的な旧来の福祉国家における後見的干渉主義を、克服する思想原理として、機能しえたのである。⁽³⁾

「法治国家」という名称を初めて本格的に自著の書名に用いて、この術語を固有のドイツ国法学の分野で定着

させ、しかも近代法治国家における国家干渉の基本原理を問題にしたのは、西南ドイツ初期自由主義の思想と運動の一翼を担ったローベルト・フォン・モール (Robert von Mohl, 1799-1875) である。かれはヴュルテムベルクの名望官僚の家系に生まれ、十九世紀中葉の激動するドイツ政治に深く関与した典型的な「政治的教授」の一人であって、十八世紀啓蒙絶対主義の旧福祉国家的ポリツァイ国家の歴史的遺産を現実主義的に継承しながら、これを近代法治国家思想のなかにとり込み、そのことによって、法治国家の行ないうる行政的干渉の制度体系とその原理とを、一八三〇年代以降積極的に提示した。この干渉主義は、少なくとも思想の次元では、ヴュルテムベルクにおける立法権への国民関与の制度 (立憲制的国民代表制議會) に裏打ちされた近代的・自由主義的な法治国家像におけるものであっただけでなく、国民の一種普遍的な生活需要の客観的定在の認識に加えて賃金労働者問題という近代的社会問題の登場をもずでに十分に意識したものであったから、その意味では、モールは現代福祉国家思想のドイツにおける国法論的起源を示唆する位置に立っていたように思われる。ただし、近代法治国家の基礎的一前提は一般に「法の支配」という形式原理に求められうるとしても、「人の支配」に代わる「法の支配」の追求努力は、もともと啓蒙絶対主義時代に、したがって本来の国民代表制度の導入を伴わないまま、統一法典の編纂や司法制度改革として本格化していたし、ブルジョア革命の画期性が曖昧なドイツでは、後述のように啓蒙絶対主義の終期さえ一義的には確定しがたいうえに、啓蒙絶対主義が立憲君主政へと歴史連続的に自己転身をとげても、個人の自由になんらかの意味と形式で——実はすぐれて官僚制的に——干渉する国家活動自体はもとより存続したから、モールにおいて法治国家思想が干渉主義と結びついたばあい、その結合のありかたが、啓蒙絶対主義的旧干渉主義からモールを近代的方向に区別させるかどうかを左右するであろう。

本稿は、カントの理性法論の史的定在を出発点として、最終的にはモールの法治国家思想における干渉主義の性格規定を試みることを課題とする。しかしカントとモールのあいだには、全ドイツの規模で、旧来の啓蒙絶対主義国家自身の手になる官僚制的自己改革の時代が介在している。カントの形而上学的法論は、すでに示唆されたように、「法」の外的・形式的把握によって、近代社会における諸個人の形式平等的な自由の原理を理念的に定立し、この法的ブルジョア・イデオロギーは、当面、啓蒙絶対主義体制を支えていた後見的な旧干渉主義から個人を開放する思想装置たる役割を担うのだが、そのごまもなく十九世紀初頭にドイツ諸領邦で着手された近代化志向の諸改革は、周知のように、領邦国家ごとの不均等発展を伴いながらも、総じて官僚制に依存した「上からの革命」として、絶対君主政の延長線上に、経済社会の一定の自由化と十九世紀ドイツの国制類型たる立憲君主政とを帰結した。そのばあい、とくにプロイセンでは、カントの理念が、ケーニヒスベルクにおけるカントの同僚クラウス (Christian Jakob Kraus, 1753-1807) の紹介したアダム・スミス (Adam Smith, 1723-90) の経済思想と並んで、改革時代を実質的に担った官僚層に深い影響を及ぼしたとしばしば指摘されることは、カントの理性法論には、近代人の解放の原理とともに、国家自身による上からの改革の理念が、内蔵されていたことを予測させる。国家が改革者の役割を引き受けるとき、その改革運動は現実には君主政のもとの歴史連続的な官僚制的国家干渉としてあらわれる。カントの理性法論には、このような君主政の自己革新という契機が実際にふくまれているのであろうか。

他方、全ドイツ的な改革の時代は、西南ドイツ諸領邦に、プロイセンより三十年以上早く憲法と国民代表制議会とをもたらした。この初期立憲主義の思想と運動を担った中心人物は、バーデンを拠点としたロテク (Carl

von Rotteck, 1775-1840) と ヴェルカー (Carl Theodor Welcker, 1790-1869) であったが、かれらはカントの理性法論を、実践的改革派官僚としてではなく「政治的教授」として国家学的ないし国法学的に継承し、しかも西南ドイツに支配的だった独立小経営的社会構造を反映した特有に市民的な理性法論の思想界を醸成することによって、モールの市民的・自由主義的な法治国家論の生誕に寄与することになったと思われる。したがってモールの法治国家思想とそこでの干渉主義的側面とは、改革時代のプロイセンにおける一種絶対主義的な官僚制的君主制国家による経済社会の上からの近代化という方向とは別態様の、西南ドイツ初期自由主義に固有の国制史的・社会史的刻印を受けたものとなるであろう。

そこで、以下、まず十八世紀的・啓蒙絶対主義的旧干渉主義の最終形態に対するカントの形而上学的理性法論の位置にかんして若干の整理を行なつてのち、君主制国家による上からの改革という範式要因をカントの理性法論のなかに探求し、次に、官僚主導の君主制改革国家という十九世紀的ドイツ干渉国家の史的形成の基本線を、改革時代におけるプロイセンと西南ドイツとの対比のうちに考察し、最後に、カントのプロイセンとは異質の西南ドイツ世界においてモールが提起した、自由主義的な近代法治国家における国家干渉の基本原理について、カントからの継承関係の問題とともに検討する、という手順をとることにしたい。

(一) 拙稿「福祉国家と社会国家——西ドイツにおける両概念の史的連関構造をめぐって——」、『成城大学経済研究』、第九八・九九合併号、一九八八年一月、所収。

(二) E.-W. Bockenförde, Entstehung und Wandel des Rechtsstaatsbegriffs, in: ders., Staat, Gesellschaft, Freiheit, Studien zur Staatstheorie und zum Verfassungsrecht, Frankfurt a. M. 1976, S. 65-92, S. 79, 82.

カント・改革時代・モール (一)

(3) 以上の点については、拙稿「カントの旧福祉国家批判について」、『成城大学経済研究』第一〇〇号、一九八八年七月、所収、を参照されたい。

(4) たとえば、石部雅亮『啓蒙的絶対主義の法構造——プロイセン一般ラント法の成立——』、有斐閣、一九六九年、上山安敏『ドイツ官僚制成立論——主としてプロイセン絶対制国家を中心として——』、有斐閣、一九六四年、第五章、宮崎良夫『法治国理念と官僚制』、東京大学出版会、一九八六年、第一部、などを参照。

(5) たとえば、次を参照。R. Koselleck, *Preußen zwischen Reform und Revolution, Allgemeines Landrecht, Verwaltung und soziale Bewegung von 1791 bis 1848*, Stuttgart 1967, 3. Aufl. 1981, S. 153ff.; P. Burg, *Die Entwicklung von Grund- und Freiheitsrechten in den Preussischen Reformen und Kants Rechtslehre*, in: G. Birsch (Hrsg.), *Grund- und Freiheitsrechte im Wandel von Gesellschaft und Geschichte*, Göttingen 1981, S. 287–309. 上山、前掲書、三二五頁以下、宮崎、前掲書、二四九、二六〇頁以下。

二 カントの法形式論と近代ブルジョア社会原理

一 もともとドイツ法治国家思想は、「公共の福祉」の増進を近世自然法論的に「国家目的」にかかげてきた従来の旧福祉国家の後見主義的な統制と保護（監督と助成）の国家諸活動の外延と内包とを、「法」によって制約・拡充し、それをつうじて、まずはこの旧干渉主義国家からの個人の自由を可及的に確保することを課題として、啓蒙絶対主義下の十八世紀末にカール・ゴットフリープ・スヴァーレッツ (Carl Gottlieb Svarez, 1746–98) を中心とするプロイセン啓蒙官僚グループによって形成された。そのばあい、国家活動の外延の制約は、「国家目的」から福祉増進目的を排除し、「国家目的」を安全・秩序維持目的に限定する一種夜警国家的方向を指示し、国家活動の

内包の拡充は、法形式と適法性との国家活動の拘束すなわち主権者の恣意の排除として顕現したのであり、これら両動向とともに、市民の国政関与権たる「政治的自由」ではなく、無制限の国家干渉からの自由、すなわち個人の人格および所有の安全の権利としての「市民的自由」の保全志向において、絶対主義の枠内での「啓蒙」精神によるブルジョア化の認定・商品市場経済社会の自律化認識の思想的到達点を示したといっている⁽¹⁾。

しかし、第一に、国政関与権をふくまない「市民的自由」のみへの自己充足は、統治形式に対して本来無差別であり、他律的に与えられた統治形式と法体系とのもとで、既存の政治体としての国家から市民を無限に隔絶するから、ここでは市民は受動的臣民にとどまり、能動的な国家市民とはなりえない。能動的な国家市民による国政関与の形式的確定が、政治的ブルジョア化と、国家による国民統合機能（国家の「正当性」の成立）との前提条件であるとすれば、「政治的自由」を排除した「市民的自由」への特化は、したがって、国家が市民としての諸個人をまだ法形式によって包摂していないこと、すなわち政治的ブルジョア化と国家による国民統合との未完成を、意味する。第二に、「国家目的」の安全・秩序目的への限定化志向は、ブルジョア化の進展にみあってたしかに必然的だったとはいえ、だからといって国家による最良義の公共福祉政策の現実の必要性がなくなるわけではない。むしろブルジョア化の進展度に応じて、各時代に適切な国家的政策が要請され、また国家のほうも、新たに近代的・市民的な共同性を獲得し、国家的政策が生産関係政策（社会政策）と生産力政策（経済政策）との両面で、独自の客観的作用力を発揮しはじめるから、「国家目的」の限定化動向とは無関係に、国家的政策干渉の近代的作用力とその不可欠性が、ここでもやはりなんらかのかたちで認定されざるをえないであろう。しかも第三に、現実には国家による基礎的な公共福祉政策の必要性はなくなるとすれば、「国家目的」論の観点か

らこれに現実主義的に対応しようとするかぎり、安全・秩序目的単一論は貫徹されようがなく、最終的には依然として福祉目的をも「国家目的」にとりこまざるをえないから、市民の「政治的自由」を排除した絶対主義の枠内で安全・秩序目的論的に「市民的自由」を主張しても、そこでめざされた「法律国家」は、結局、絶対主義下の臣民の「福祉」を「国家目的」とした旧福祉国家の監督行政の後見主義の壁を打破しえない。この旧干渉国家の後見主義は、治安・防災対策、公衆衛生・貧民対策、各種産業・交通政策、教育・文化・宗教政策など、内務行政全体にわたって国民生活に干渉する各種「ポリツァイ Polizei」法令という制度的典拠をもっていたのであって、そういう現に存在し展開される「ポリツァイ」干渉は、受動的臣民の「福祉」の増進という「国家目的」から解放されないかぎり、法令にもとづきながらも後見主義的に存続しえたのである。したがって、ブルジョア化の過渡期に啓蒙絶対主義下に形成された、当初のドイツ法治国家思想は、「法律国家」化という国家形態の近代化の基本線を明示したものの、そのような三重の制約を負わされていたことによって、旧干渉主義からの啓蒙主義的脱却を志向しながらついに脱却しきれない、旧干渉主義の最終形態にはかならなかった。

二 これに対して、カントは、伝統的なドイツ近世自然法的「国家目的」論を超越した形而上学的「道德学」の水準に立ち、「実践理性」の能力を証明するために、理性的存在者たる人間の「意志の自立 Autonomie des Willens」⁽²⁾としての「自由」が道德的・定言法的に自己を実現するばあいの実践的法則のあらわれかたを「人倫の形而上学」の主題にすえ、人間を「目的自体」ととらえることによって、啓蒙絶対主義下の法治国家思想における右の三重の制約を、実践理性論的に克服したと考えられる。

すなわち、第一に、カントは、「理念における国家」は「根源的契約」をつうじて国民が立法のために結合した

ものだと考えて、立法権を「ただ普遍的に結合した国民意志にだけ」帰属させ、この観点から、「漸進的かつ継続的に統治方式を変更」して「国民の代表制 ein repräsentatives System des Volks」にもとづく「真実の共和制 Republik」「主権者そのもの」としての国民の実現に到達する理念的必然性を、「憲法制定権力に負わされた拘束性 die Verbindlichkeit der konstituierenden Gewalt」として描き出した⁽³⁾。カントにしたがえば、「根源的契約」とは、「各人が思い思いに勝手にふるまう自然状態を脱却して、(相互作用の關係に立つことが各人に避けえないような)すべての他人たちとともに、ある公的に法則的な外的強制のもとに服することをめざして結合⁽⁴⁾し、「国民そのものがみずからを国家へと構成する」主体的行為なのであり、この契約をつうじて、「民族に属するすべての者……は、かれらの外的自由を、ある公共体の成員として、すなわち国家としてみられた民族の (universal) 成員として直ちに再びそれを受け取るために、放棄する」のである。そのさい、かれが、「野蠻で無法則な自由を全面的に放棄することによって、かれの自由一般を、ある法則への従属において、すなわちある法的状態において、減少させられることなく再び見出す」のは、「こうした法則への従属」が、「かれみずからの立法的意志から生じるもの」だからであった⁽⁵⁾。したがって、「ただ普遍的に結合した国民意志だけが立法をなしうる⁽⁶⁾」ということは、「根源的にはまさにそれ (国民) の中にこそ最高の権力がある⁽⁷⁾」こと、「ある普遍的な統治権者⁽⁸⁾」は、「自由の法則に従って考えれば、結合した国民そのものの以外の何ものでもありえない」ことを、意味する。

これは、理念的・抽象的・一般的な国民に「最高の権力」または「普遍的な統治権者」性を帰属させているという点で、国民主権の考え方を示しているといつてよい。国民主権の理念は、主権の実際の行使の面では立法府への国民代表制を随伴させる。周知のように、カントは「国家一般の理念」上に、「立法者という人格における

支配権（主権）、（法律に従う）執政者という人格における執行権、および裁判官という人格における（各人のこれらのものを法律に従って裁定するところの）裁判権⁽⁹⁾を区分し、「根源的契約」によって成立する「公民社会」が、「統治方式」の点では、「根源的契約の精神」に合致する「適法な唯一の体制」としての「純粹共和制」へとたえず吸い寄せられてゆく理念必然性を展望して、「一切の真実の共和制は、国民の代表制、すなわち、国民の名において、その国民の権利を守るために、一切の国家公民が結合してその代表者（代議士）をつうじて行動する、そういった体制であるし、またそれ以外のものではない⁽¹⁰⁾」、と論定した。そして「法的状态」としての「公民社会」の構成員、すなわち国家公民は、「法律的自由」、「公民的平等」とともに「公民的独立性⁽¹¹⁾」という法的属性をア・プリオリに兼ね備えており、「ただ投票の能力だけが、国家公民である資格を決定する」のである。したがって、カントの「公民社会」像においては、「市民的自由」と「政治的自由」との旧来の区別はすでに存在せず、ただ「自由を原理となす「唯一の」もの」として、国民代表制と不可分な「純粹共和制」が定言法的にあらわれる。それは、個人の「自由」を普遍的に実現させる「法的状态」の、「統治方式」上の究極的表象にはかならない。

第二に、カントは、形而上学的道徳学の方法、とりわけ人間意思相互の外的関係の形式としての「法」理解により、旧自然法思想における「国家目的」範疇自体を超越したから、伝来の「国家目的」概念における安全目的と福祉目的との二分法とはなんらかかわりあうことなしに、ただ執行権の立法権からの峻別、並びに後者によって立法化された外的強制法の前者による執行という形式だけを前提として、執行権の司掌諸領域を、救貧制度や行政職制度一般をもふくむ国家権能の諸分岐として即自的に列挙しえた⁽¹²⁾。その結果、カントは国家の執行権（政

府)活動を決して保安任務に限定せず、各種公課の徴収とは別に、「普遍的国民意志」の結合体としての国家に国民各自の基礎的「需要」を充足させる任務をもちあて、国家の諸権能の一つとして、次のように国民自身の共同的維持義務の国家(政府)による代行の権能を認定した。「普遍的国民意志は、永続的に維持されるべき一つの社会へとみずから結合したのであり、自分だけではみずからを維持する能力のない社会成員を維持するために、対内的国家権力に服従したのである。だから、政府は、右のような国家の本性にもとづいて、次のような権能を、すなわち資産ある者たちを強要して、最も不可欠な自然的諸要求をもみたすことのできない人たちを維持するための手段を調達させるという権能を賦与されている」⁽¹³⁾

国家における基礎的な公共福祉活動の必要性が存在するからには、これを否定して国家活動を保安任務にのみ限定することは、たとえ理念的には、旧干渉国家への対抗という点で進歩的ではありえても、実践的にはあまり有意義性をもたない。旧福祉国家としての「ポリツァイ」干渉国家の後見主義を克服する進歩的・近代的基本原理は、観念的に「国家目的」を安全・秩序目的に限定することによってではなく、むしろ広範な国家諸活動の客観的必要性を否定せずに、その国家干渉活動の目的ではなく外的形式⁽¹⁴⁾を問うことによって、獲得される。すなわちカントは、第三に、理性的存在者たる人間を「目的自体」ととらえ、「意思の実質」としての通俗的「目的」概念を、人間意志の「自由の法則」⁽¹⁵⁾にかんする形而上学的法論(法義務論)の範疇から排除して、ここでは人間「相互の意思の関係の形式だけ」を主題にすえ、「法」の概念を、もっぱら外的に、「全汎的な相互的強制と万人各自の自由との結合」⁽¹⁵⁾を可能にする形式と規定したのであり、その結果、カントは、「自由」を、なによりも「公的強制法」のもとでの人間の「外的権利」ととらえることによって、近代的個人の「自由」と、それを普遍的に保証

する法的「形式」とを、道徳哲学的に確定した。そのばあい、「外的自由」、すなわち「公的強制法」のもとでの「外的権利」は、外的強制の及びえない「徳義務」範疇における「内的自由」と相補的である。意思の「実質」ないし「目的」をなす「幸福」や「福祉」は、もっぱら経験や主観にもとづくものとしてその道徳的な普遍的法則性が否定され、「外的自由」の形式的条件としての「法義務」範疇から排除されるだけでなく、「他人の幸福」は「徳義務」として外的強制から解放されるから、旧福祉国家を支えてきたドイツ近世自然法思想における後見主義的「幸福主義 Eudamionismus」の壁は、カントによって原理的にのりこえられたといつてよい。⁽¹⁶⁾ カントは国家の権能を保安任務に限定せず、基礎的な公共福祉活動を国家権能に包含させたからといって、かれは旧福祉国家と妥協したとはいえないのであって、「公的強制法」は「法的状態」における万人の「外的権利」を保証するものとして、近代的に、もっぱら外的形式性においてとらえられたからこそ、一方で「幸福」目的が無用化され、同時に他方で、「公的強制法」すなわち国家干渉の及びうる具体的部門領域自体は、即自的制約をなんらうけないのである。

三 こうしてカントの形而上学的道徳学における、人間意志の「自由の法則」という実践理性原理は、形成期のドイツ法治国家思想をとらえていた旧自然法的・啓蒙絶対主義的な三重のゴルディオスの結び目を、アレクサンドロス of 剣のように、少なくとも理念上では一氣に断ち切り、国民代表制のもとで「公的強制法」を外的に執行する国家（執行）権能と、国民として平等な市民の「外的権利」としての「自由」との、相即関係の形式を「法」ととらえることによって、カントは、現代にまで射程の及んでいる法的ブルジョア・イデオロギーという意味での近代的法治国家思想の成立を、「道徳学」の次元で予告したことになる。

そのばあい、カントが主として『人倫の形而上学』で、「意志の自律」という先験的原理から出発する理性理念論的方法で定立した上述の三論点、すなわち、(一)三権分立と国民代表制に立脚した「共和制」、(二)その「共和制」のもので実際的で広範な国家（執行）諸権能の外的・即目的認定が示唆する近代行政的国家干渉体系、(三)「法」の外的形式規定にもとづく個人の「外的自由」（「外的權利」）の普遍性の確定と後見主義的「幸福主義」批判、の三論点のうち、(一)は、国家から排除されてもっぱら恩恵の対象とされていた旧来の受動的臣民を、自由・平等・独立の法的三属性を兼ね備えた能動的国家公民にすることによって、近代国家による国民の政治的包摂をもたらすはずのものであり、(三)は、個人の幸福追求行為の啓蒙絶対主義国家からの解放と、近代人の自由空間の法的創出・保証とを含意し、これらはともに近代ブルジョア社会原理を国家と個人との相互関係の面から前望的に描き出す。それに対して、(二)は、「執行者」は「法律のもとに立ち、法律をつうじて、したがって、ある他者、すなわち主権者によって、義務を負わされている」という近代法治国家的行政の形式的基本原理のもとで、国家（執行）諸権能が即目的に列挙され、しかも救貧制度を事例として国民自身の共同的維持義務の国家による代行という生産関係政策的な注目すべき国家権能がそこに包含されている点で、近代法治国家の形式性が干渉主義と結びつく可能性を暗示するものではあるが、近代的国家干渉それ自体の固有の論理は未展開だという意味では、あくまでその結合可能性の暗示にとどまったと思われる。

(一) この点、拙稿「ドイツ法治国家思想の形成——市民的自由と国家干渉（一）——」、『成城大学経済研究』第九六号、一九八七年四月、所収、一六三ページ以下を参照。

(二) I. Kant, *Grundlegung zur Metaphysik der Sitten* (1785), in: *Philosophische Bibliothek*, Bd. 41, hrsg. v. K.

カント・改革時代・キール (十)

Vorländer, 3. Aufl., Leipzig 1906, S. 1-95, S. 74. 野田又夫訳「人倫の形而上学の基礎づけ」、『世界の名著 32

カント』中央公論社、一九七二年、所収、二九二ページ。以下、初出訳書のばあいを除いて、参照原典のページ数のあとの漢数字は、既出訳書の該当ページ数を示すが、引用文自体は、引用者の責任において邦訳書に従っていないばあいがある。なお、本稿では、引用文中の（ ）はすべて原文のままであり、「」の部分は引用者の補訳である。また、引用文中の傍点・原文がゲンシュペルトまたはまれにイタリックやゴチックであることを示す。

- (3) Vgl. I. Kant, Die Metaphysik der Sitten, Erster Theil: Metaphysische Anfangsgründe der Rechtslehre (1797), in: Philosophische Bibliothek, Bd. 42, hsg. v. K. Vorländer, 2. Aufl., Leipzig 1907, S. 1-208 [Abk.: Rechtslehre], S. 169-171. 加藤新平・三島淑臣訳「人倫の形而上学」第一部「法論の形而上学的基础論」前掲『世界の名著 32 カント』所収、四八五―四八六ページ。

- (4) Ebenda, S. 134. 四四九ページ。
 (5) Ebenda, S. 139. 四五三―四五四ページ。
 (6) Ebenda, S. 136. 四五一ページ。
 (7) Ebenda, S. 170. 四八六ページ。
 (8) Ebenda, S. 138. 四五三ページ。
 (9) Ebenda, S. 136. 四五一ページ。
 (10) Ebenda, S. 170. 四八六ページ。
 (11) Ebenda, S. 137. 四五二ページ。
 (12) Vgl. ebenda, S. 150ff. 四六五―四六六ページ。
 (13) Ebenda, S. 151. 四六六ページ。

- (14) Ebenda, S. 34. 三五四ページ。
- (15) Ebenda, S. 36. 三五六ページ。
- (16) この点、前掲拙稿「カントの旧福祉国家批判について」を参照。
- (17) I. Kant, Rechtslehre, S. 140. 四五五ページ。

三 「公民社会」像の規範的諸契機

一 カントは「法」の形式的概念規定によって、近代法治国家における行政的干渉主義の成立可能性を示唆したが、その示唆がそのまま直接モールによって洞察されて法治国家と干渉主義との関係をめぐる問題として理論化された、というわけではない。むしろモールは、後述のように、カントは国家活動を安全・秩序目的に限定したのだと誤解し、夜警国家論的に誤解されたカントを批判することによってみずからの行政干渉主義的法・治国家論をつくりあげる。カントの右の可能性の暗示自体はそこにご正統な継承者を見出さないまま、当面、カントの理性法論的「公民社会」像が定言命法的に提示した多様な規範性のほうが、プロイセンを中心として全ドイツ的規模ですぐれて実践的に受け継がれることになったと思われる。カントの理性法論は、もともと「意志の自律」としての「自由」の法則という先験的原理から出発する形而上学的人倫論の一部であったから、その全体系を強い規範性がつらぬいている。その規範性を構成している主要な契機は、自由で平等な「公民社会」、それに対応する統治方式としての国民代表制による「共和制」、そういう「公民社会」と「共和制」とをつくりあげるべき「改革」者としての統治権者、そして以上の諸契機とは異質の、多分に歴史経験的世界の刻印を受けた「家共同体」

的社会像、などであつて、これらの規範的諸契機が、十九世紀初頭ないし前半の広い意味での改革時代に、プロイセンと西南ドイツ諸国で、それぞれ特有に社会構造と国制構造との実践的改革運動のなかに色濃く投影したように思われる。

カントの「公民社会 *societas civilis*」は、上述のように万人が国民として、「ある公的に法則的な外的強制のもとに服することをめざして結合」したものであり、国家は、「法的状態において存在しようとする万人の共通の *gemeinschaft* な利害により結合したもの」すなわち「公共体、*das gemeine Wesen*」として、「法の諸法則のもとにおける人間の一群の結合」と規定される⁽¹⁾。したがってカントにおける「公民社会」は、国家そのものである。万人のこの「結合」行為は、実践理性によるア・プリオリな「要請」なのであつて、自然状態とは異なり「公民社会」としての国家において、はじめて、公的・相互的・普遍的な外的強制が、「公法」の第一段階たる「国家法」[ないし国法] *Staatsrecht*』として、国家成員たるすべての国家公民に、「外的自由」を平等に保証することになる。いいかえれば、「私のもの、汝のもの」という「意思の実質としての」対象の占有」がまだ「可能的」または「現実的」であるにすぎないところの、自然状態における「私法の状態」が、「法的状態」としての「公民的状态」すなわち「公法の状態」へと移行することによって、はじめて「対象の占有」が「必然的」なものとなり、普遍的に確定されて、そのことによってすべての国家公民の「外的自由」が、平等な「外的権利」として定立されうるのである。このばあい、万人が外的強制のもとに一致して服従するのは、それがかれらの実践理性の「要請」にこたえる主体的行為だからであつて、それゆえに、「万人の一致しかつ結合した意志だけ」、すなわち「ただ普遍的に結合した国民意志だけが、立法をなしうる」のであつた。したがって、「法的状態」としての「公民社

会」においては、各人すべてが、立法権の根源的で平等な分担者として、かつ、公的・相互的強制法のもとの「外的自由」の平等な享受者として、たちあられれる。既述の国家公民の法的三属性のうち、第一の「法律的自由」と第二の「公民的平等」とは、こうして、「公民社会」内部の一切の不平等を排除し、特権や身分など、封建社会を特徴づける社会内階層化要因のすべてを存立不能にするような、規範作用を持たざるを得ない。

この規範作用は、人間の相互に平等な「自由」の権利性にもとづいている。「公共同体」におけるあらゆる「権利」は、「他人の自由が自分の自由と、普遍的法則に従って共存しうるという条件に、各人の自由を制限すること」⁽³⁾を旨とし、この制限すなわち強制をなしうるのは、「主権者の無制限な恣意」ではなく、ただ「国民の共同意志に基づいて制定された法律」⁽⁴⁾つまり「公的強制法」だけであるから、国家公民は「かれらが同意を与えた法律以外のどんな法律にも服しない」⁽⁵⁾のである（「法律的自由」）。そしてそのかぎり、「何びとといえども公法（とその執行者すなわち国家支配者）によるのでなければ、他の何びとをも強制することができない」⁽⁶⁾、あるいは、「公的強制法」への「服従は、唯一の立法的最高権力への従属者としては、かれにもまたその他一切の人々にもまったく共通だ」⁽⁷⁾、という意味で、「すべての人間は国民として互に平等」⁽⁸⁾なのであった（「公民的平等」）。

カントにおける「権利」概念は、生存権に代表されるイギリスの人間学的・心理分析的な自然権思想とは異質のものであり、もともと「意志の自律」としての「自由」の、外的相互関係上での、いいかえれば「法」次元での形式的表象である。「自由（他人の強要的意思からの独立性）」こそは、それが普遍的法則に従ってあらゆる他人の自由と調和しうるものであるかぎりにおいて、この唯一・根源的な、その人間性のゆえに万人誰しにも帰属するところの権利である」⁽⁹⁾、とカントはいう。つまり、唯一・根源的な「権利」は生存ではなく「自由」なのであ

り、しかも「自由」が「権利」となるためには、各人の「自由」の相互的調和という形式が前提とされており、この前提は「公的強制法」が保証するのだから、「自由」の「権利」性は、「公民的状态」の形式的存立根拠をなす公的・共通的・外的な「法」と、表裏一体をなしている。カントの「法」概念自体が、「実質」を排除した外的関係の「形式」の水準に立てられているから、「自由」の「権利」性も、「公民社会」の普遍的形式性において把握される。すなわち、「人間としての権利」は、「普遍的意志の要求として唯一の権利であり」、「これは権利の形式にかんすることであって、権利の内容たる質量や対象にはかわりがない」⁽¹⁰⁾のである。

しかしこの形式的「権利」は、その形式性のゆえに、すべての国民の法の前での「平等」を帰結する。そしてこの「公民的平等」・「国民としての平等」の原理は、とくに「世襲的特権」への批判において、強い規範性を發揮した。「公共体の一成員が、同じく臣民としての他の成員に優先するような生得の特権なるものはありえない。また何びとといえども、かれが公共体において占めている身分の特権を子孫に相続させることはできない」⁽¹¹⁾。「出生は新たに生まれてきた幼児自身の行為ではない」のであって、「公共体の各成員は、その公共体における一個の身分を形成するいかなる位階（およそ臣民たる者に与えられうる）にも達することが許されねばならない、すなわち何びとによらず自分の才能、勤勉および幸運によって、この地位に到達することができるのである。そしてかれの同胞臣民たちは、かれとその子孫とを永久に抑えつけておくために、自分の世襲的特権により（ある特定の身分に与えられた先取特権の所有者として）かれの行路を妨げることは許されない」⁽¹²⁾。外的物件の占有と使用との根源をなす土地についていえば、「国家においては、どんな社團 Korporation も、どんな身分階層 Stand も、またどんな組合団体 Orden も、所有権者として土地を独占的な利用のために一定の規約に従って後継

世代に（無限連続的に）引き渡しうるような形においては、存在しえない……。国家は、いつでも、こうした規約を廃棄することができる。⁽¹³⁾」

二 右のように、カントが批判するのは、たしかに身分制やそれにもとづく諸特権そのものではなく、諸特権の世襲制である。身分制と諸特権との廃棄は、「革命」を必要とするであろう。カントは最高命令権力単一論により、国民の反抗権と「暴君放伐論 monarchomachismus」とをきびしく否認した。「欠陥ある」国家体制の変革は、時として必要であろうが、それはただ主権者自身により、改革、Reform をつうじてなされるだけであつて、決して国民により革命、Revolution をつうじてなされるものではない⁽¹⁴⁾のである。しかし、カントの世襲的特権への批判と、根源的には「法」の前に平等な国民各自の自力上昇の権利の認定とは、出自に由来する帰属的身分制から後天的・獲得的身分制への推転を梃子として、法形式のもとにおいては相互に自由で平等な国家公民の社会が実際につくられるべきだという規範性を明確にする。それは「公民社会」の「統治方式」が、上述のようにたえず「純粹共和制」へと吸引されるのと同じである。「国家における人間がその国家の臣民として、おしなべて平等である」ということは、これらの所有物の量や程度にかんする最大の不平等とよく両立するのである⁽¹⁵⁾、とカントが述べたのも、そこでは「権利の形式」と「権利の内容」とが峻別され、「形式」の確定こそがカントの法論の一貫した意図だったからである。そして国民による「革命」が否認されるのは、「最高命令権者」たる「統治権者の普遍的・立法的意志のもとに服従することによってだけ、ある法的状態は可能となる」という根拠にもとづいているから、上述の意味での近代的「公民社会」原理を顕在化させるための「改革」の仕事は、この「統治権者」自身の手に委ねられる。

ただし、カントにおける「統治権者」概念は両義的な不明さをふくんでいる。「普遍的な統治権者」は結合した国民そのものだという、既述の理念的規定とは別に、「統治権者」は、一方で、右のように「普遍的・立法的意志」の体现者・「国家の立法する統治権者」として、立法権力を実質的に担う「最高命令権者」であり、その「個的人格」は「君主」だとされ、他方では、その「君主」は、「国家の執政者」すなわち「執行権力が帰属するところの(道徳的もしくは自然的)人格」なのである。⁽¹⁷⁾ところがカントの国法論は、本来、立法・執行・裁判の三権力の相互に並列的かつ被制約的な分立に立脚し、とりわけ立法権と執行権との分離を旨とするものであったから、「君主」が「統治権者」として立法権と執行権とをあわせ体现することは、重大な自己矛盾をおかすことになるだろう。カントにしたがえば、「国家の執政者」は「国家の代理人」であり、それは「法律のもとに立ち、法律をつうじて、したがって、ある他者すなわち主権者によって義務を負わされている」存在なのだが、その法律の制定権者が、たとえ抽象理念的には国民自身であっても、実質的には「統治権者」たる「君主」にほかならないとすれば、「君主」という一個の人格は、立法権者と執行権者とに自己分裂することになるであろう。

「君主」は、こういう両義性を担いながら、「国家統治権者(最高命令権者)」として、「改革」を遂行することになる。カントはたしかに、立法権を「ただ普遍的に結合した国民意志だけ」に帰属させたが、この「公民的結合の理念」・「実践的理性原理としての理念」の帰結は、「その起源が何であれ現在の立法的権力に従うべしということ」であつた。⁽¹⁹⁾すなわち、実践的理性原理は既存の立法権力の根源を「詮索してはならないもの」⁽²⁰⁾たらしめ、この権力自体をア・プリオリに正当化する。普遍的な「国民意志」という理念的な立法権の至上性が、ここでは「現在の立法的権力」に重ねあわされるから、「革命」ではなく「改革」がなされるべきでも、それは執行権力に

かんしてだけなされるのであって、立法権力についてなされることはできない⁽²¹⁾、ということになる。すでに述べたように、本来、万人が「立法的意志」のもとに結合して「法的状態」に入り国家を形成するのは、「私のもの・汝のもの」という占有がまだ「暫定的」・「一方的」であるにすぎない自然状態すなわち「私法の状態」を理性必然的に脱却して、公民的状态すなわち「公法の状態」において占有を「決定的」・「相互的」・「普遍的」なものにするためであり、「私法の実質は兩者「私法と公法との両状態」において全く同一⁽²²⁾」だととらえられたから、公民的状态は自然状態における所有関係をそのまま「決定的」なものにするのである。それが実践理性の必然的な「要請」なのだから、そういう公民的状态の存立を保証する立法的権力は、いわば不可侵のたらざるをえない。

しかし定言命法的に正当化された「現在の立法的権力」は、理念上ではあくまで「国民意志」の表象物だから、立法権力の制定する法律は「主権者の無制限な恣意」などではなく、「国民の共同意志」にもとづいたものという形式をすでに獲得している。したがってカントが、「最高命令権者」たる「統治権者」に、土地については「最高所有権者」たる権能を認定するばあいにも、この「最高所有権」はあくまで「公民的結合の一理念」として、「国民に属するすべての者の私的所有権が一人の公的・普遍的占有者のもとへと必然的に結合されていることを表象させる」ものであるにすぎない。それゆえに、「最高所有権者」たる君主は「一切を占有する⁽²³⁾」し、同時に、「自分自身以外には（自分のものとして「私的には」何もかも占有しない⁽²³⁾」のであり、かれは「国民の共同意志にもとづいて制定された法律」に適合的に、国民各自の土地の私的所有権にかんする「諸規則 Regeln」を、「行政命令 Verordnungen（つまりデクレート Dekrete（法律ではない））」によって「変更⁽²⁴⁾」しうるのである。行政

命令による諸規則の変更は、執行権力による社会「改革」である。上述のような「統治権者」の両義性から、君主が「法律」と「行政命令」とに対して実際にどのような位置に立つかはきわめて曖昧だが、論理的には、「法律」は立法権に、「行政命令」は執行権に属し、「執政者」たる君主は「法律」に従い、「法律」に適合的に「行政命令」を——それ自体は「変更可能 *abänderlich*」なものとして——下すことになる。

こうしてカントの「公民社会」と国家との理念像は、「公的強制法」のもとで相互に自由で平等な国家公民の普遍的な「法的状態」を、したがって自由の「権利」性を、ア・プリオリに定立し、その「法」（「権利」）概念の実践理性的規範性は、既存の国家権力を、「普遍的に結合した国民意志」の名において定言法的に正当化させ、まさにこの正当化をつうじて同じ国家権力を、「公民社会」の根源的形式を現実化させる「改革」者たらしめる。このようなカントの理性法的理念像は、立法権力と執行権力との峻別志向を底流として、立法権力としての「国民意志」の制度化、すなわち執行権力ではなく立法権力のみへの国民代表制に対する根源的衝動を不断に宿しながら、君主政的統治の自己革新による「公民社会」の建設という方向を、指し示すように思われる。

三 カントの理性法論における、「国民意志」の名による既存の国家権力の正当化作用は、「共和制」と「代表制」との両概念がともに特殊な二重構造に立脚していることによつていっそう強められる。カントの「共和制」は、既述のように立法権の「国民意志」への帰属化を根拠として、国民主権の理念と不可分の「国民の代表制」すなわち代議制を、必然的に内包するものだった。しかし他方、カントの統治形態論上では、本来、「共和制」は「専制」の対概念であり、そのかぎりでは、「代表制」概念は右のような固有の国民代表制（代議制）の意味に限定されず、立法権と執行権との分離という、より一般的な権力分立論の次元に立つ。

カントの国制形態論は、「国家形式」すなわち「支配の形態 (forma imperii)」による三分(独裁君主制的・貴族制的・民主制的)と、「統治方式」すなわち「統治の形態 (forma regiminis)」による二分(専制的・共和制的)とをもつが、あくまで実践理性論的に「理念における国家」を問題にしたカントにとっては、「公民社会の絶対的な法的状態」を保証する「適法な唯一の体制」として、専制的と共和制的との二者択一的統治方式のうちの後者を指定し、前者を批判することが、かれの「国法の理論」の要の論点だった。カントにおける「専制」とは、「国家がみずから与えた法を専断的に執行することを国家原理とする」もの・「同時に立法をも行なうような政府」をもつ国家体制であり、「共和制」の指標は、逆に、立法権と執行権との分離、そして「代表制」との不可分性である。「根源的契約」という行為の理念によって、カントは立法権を普遍的な「国民意志だけ」に帰属させ、そこから国民主権の考え方を導出したのだったが、理念的国家における三権力という点では、「国民意志」が関与するのは本来立法的権力だけだということが、ここでの問題なのである。「共和制」と不可分のものとされた「代表制」の概念は、このばあい、立法者の意志が、立法者とは別の、ある他者によって執行され、そのことによって立法者たる主権者の意志が、執行者たる統治権者によって代表されるという点を含意している。いいかえれば、「専制」ではない体制としての「共和制」においては、政府は立法を行なわず、立法者の意志を「代表」するにすぎないのであって、この点に対応して「国民意志」のほうも、立法権にのみかわるのである。こういう前提に立つかぎりでは、統治権者の具体的人格のありかたは副次的問題であり、「国民にとっては、国家形態よりも統治方式のほうが比較にならないほど重要である」ことになるし、国民を「代表」する統治権者(執政者)がたとえ「君主」であっても一向にかまわないことになる。

カントは、「君主」は「たんに最高権力をもつ者」であり、「たんに主権者を代表するにすぎない」のに対して、「独裁君主もしくは独裁者」は、「一切の権力をもつ者」・「主権者〔そのもの〕」である、という論法で、君主一般と独裁君主とを区別し、後者を批判して、前者を「国家形式」範疇から除外した。⁽³⁰⁾ そのさい独裁君主制と民主制とが即自的に「専制」にふりわけられたのは、支配権をもつのがただ一人か、それとも「公民社会を形成する集合的な全員」であるかのちがいはあれ、どちらのばあいにも立法者と執行者とが同一人格に属し、主権者の意志の統治権者による「代表制」が欠如していると考えられたからだった。⁽³¹⁾ 「専制」における「代表制」の欠如とは、立法者と執行者との同一人格性にもとづく統治権者の専断、つまりは立法権による執行権の拘束制の欠如にほかならないから、「共和制」における「代表制」という概念は、このばあい、事実上、立法権による執行権の拘束制を意味するであろう。したがって、カントは君主制一般を批判したのではなく、その君主制が立法権と執行権との分離にもとづく「代表制」的体制であるかぎりで、「共和制的」君主制もまた大いにありえたことになる。この点でも、カントは、史的定在としての君主政を「代表制」および「共和制」の概念で包摂し、そのことをつうじて現実の君主政を正当化しながら、同時にそこに近代的な権力分立の規範をかぶせるのである。この「共和制的」君主制論の規範性は、統治行為が法律によって拘束された法律国家の建設の方向を、君主制統治の断絶ではなく連続性のうちに指示し予告する。

ところでこの規範性は、立法権と執行権との厳格な形式論理的分離にこそもとづくものであったから、このばあい、実現されるべき「共和制」においては、執行権力(政府)はたんに「国民意志」的立法権力の指示通りに法を執行するだけの機械的「代表」行為者にすぎないことが期待されているといつてよい。ところが執政権者たる

君主とその政府は、前述のように「行政命令」をつうじて「改革」者として立ちあらわれるべき存在でもあったから、改革者としての統治権者（君主および政府）という規範が、立法権と執行権との分離論と結びつく、その国制的帰結は、最高命令権者たる君主による統治行為はあくまで執行権の領分として、立法権はこれに關与しないという、政治的二元主義以外のものではありえなくなる。そこでは、「国民意志」が国民代表制をつうじて關与するのは立法的権力に対してだけであり、執行権力は立法権力を「代表」しながら、その実、権力分立的に、後者から独立して執行権を行使し、議院内閣制のように国民代表制議會が政府の統治行為を拘束するといった事態は、おこりえないであろう。それは、本来近代的なはずの厳格な権力分立論にとつての思わざる陥穽であり、君主制統治の歴史連統的自己革新のうちに、立憲制のもとの君主政原理の貫徹を保証してしまうことになる。

四 こうして、カントの理性法論が「法」的形式性においてア・プリオリに提示した規範的理念像、とりわけ、自由で平等な「国家公民」の社会としての「公民社会」とそれに対応した究極的統治方式たる「共和制」という基礎的契機は、既存の国家権力と君主政との即自の正当化をつうじて、君主権力みずからの手による社会と国制との「改革」の理性的必然性を歸結し、まもなくドイツ諸領邦で開始された君主政的諸改革の基本理念を先取的に準備したと考えられる。しかしカントの「公民社会」像の規範性は、「国家公民」の法的属性についていえば、「自由」と「平等」だけでなく、同時に「公民的独立性」という第三の要因をふくんでいたのであり、この「独立性」は、人間の外的相互關係における「法」と「權利」の形式性に由来する「自由」・「平等」とは異質の、「国家公民」の実質的資格にかかわる要因として、以上に述べてきたところとは別種の作用力を示すであろう。

「公民的独立性」とは、カントにしたがえば、「自分の生存と保持とを、国民のなかのある他者の意思に依存させないで、公共体の成員としての自分固有の諸権利と諸力とに依存させることができるということ」⁽³²⁾である。この概念規定は、「他人の意思」からの独立性という点では、カントの実践理性原理の出発点をなす「自由」の概念を反映したもののだが、「自分の生存と保持」という、これまでの形式的「法」（「権利」）範疇には属さない、「自由」の内容に、あるいは人間の「意思」ではなく「行為」にかかわる要素に立脚している点で、理性法理念から一種の乖離をすでにひそませている。ところがカントは、すすんで「公民」を「共同立法者」ととらえ、「公民的独立性」を、「国家公民である資格」としての「投票の能力」⁽³³⁾ないし「投票権」に結びつけて、周知のように「能動的な国家公民と受動的それと」を区別した。そのばあい、「人間として」自由で平等な公民のうち、未成年者、婦人、および「一般に自分自身の経営によらず他人の指図・管理（ただし国家のそれは除く）によってその生存（扶養と保護）を維持することを強要されているあらゆる者」は、「公民的人格性」を否定され、「受動的な国家公民」の部類に入れられた。⁽³⁴⁾しかしこの分類の基準はきわめて曖昧であり、カント自身、一七九三年の一論説で、「自分自身の主であるような人間の身分を要求しうるためには何が必要であるかを規定するのは、いささか困難であることを告白せざるをえな」⁽³⁴⁾かった。

カントがこのような「困難」に逢着したのは次のような理由があるように思われる。第一に、カントは「人格 Person」を、「その行為 Handlungen について帰責 Zurechnung 能力が認められる主体」⁽³⁵⁾と定義しており、「人格」の根拠を帰責能力ないし行為能力に求めたかぎりでは、行為能力から区別された権利能力の主体という意味での近代的・普遍的な法的人格の観念をまだ明示的に獲得していない。したがって、「公民的人格性」概念自

体が、「自由」すなわち「他人の強要的意思からの独立性」という先験的・抽象普遍的な理性原理並びにそれがもちえた近代的規範作用力には到達していない、不完全・不徹底なものだった。第二に、上述の「公民的独立性」の概念規定のなかには、「自分の生存と保持」という経済的要素と、「公共体の成員としての自分固有の諸権利と諸力」という政治的要素とが混在しており、経済社会における個人の独立性と、政治社会における行為能力者たる独立性すなわち政治的「自権者 *su. iuris*」⁽³⁶⁾性とを不可分のものととらえるカントの基本認識がみとめられる。もともとカントの「公民社会」は、既述のように、自然状態における暫定的・一方的な私的占有（「私法の状態」）が、「根源的契約」により決定的・相互的なものになった状態（「公法の状態」）だが、この状態は普遍的な「公的強制法」の支配する「法的状态」として、国家そのものでもあったから、所有秩序としての経済社会と法秩序としての政治社会すなわち国家とは同一物であり、公民的法秩序が自然的・「私法」的な所有秩序を決定的・普遍的に保証するのであった。したがって、「公民的独立性」が経済社会と政治社会との両次元にまたがっているのも、この点に照応している。しかし「独立性」の基準にかんするかぎり、経済学的範疇と政治的「自権者」規定とは本来別種の事項のはずである。それにもかかわらずカントが両者の不可分性を論定せざるをえなかったのは、すぐ後に述べるように、かの「全き家 *das ganze Haus*」⁽³⁷⁾の長すなわち「家父 *Hausvater*」を私的経済生活圏の統括者たる「自権者」・自由人とみなし、政治社会をこの自由人の共同体と観念する、アリストテレス以来の旧ヨーロッパの伝統が、カントをなおとらえていたからだだった。そして第三に、「他人の意思」からの独立性は、実際にたしかに経済的「生存」態様と政治的「権利」態様とに深く条件づけられてはいるものの、元来、カントの理性法論の展開水準自体に即応した先験的・抽象的で証明不能の概念であり、出発点とされた「自由」の原

義そのものであって、そのかぎり、「能動的国家公民と受動的それ」といったぐいの分割を一切拒否しつつけるものだったはずなのである。したがって、「公民的独立性」という国家公民の第三の「法的属性」は、本来的には「自由」と実践理性的調和関係に立っていないがら、「公民」の「資格」の指標として機能させられた瞬間に経験的世界に投げこまれ、「自由の法則」の普遍性から離れて歴史実在的な実定法の集積の刻印を受けるのである。

「公民的独立性」という本来は理性法的な概念が受け取った歴史経験的刻印は、カントの「法論」中の「私法」範疇において、「家共、同、体、Hauswesen」並びにそこで行なわれる特殊な権利態様の三種の具体相としてあらわれる。カントにしたがえば、「家共同体」という「家族的社會」における権利は、「物權的様相をもつ对人權」すなわち、「物權としてある外的対象を占有し、人格としてこの外的対象を使用する権利」であり、それは、「夫は妻を、両親は子供を、そして正家族、Familieは僕婢、Gesindeを取得する」という意味において、「婚姻權」・「両親の權利」・「家長權 Hausherrn-Recht」から構成された⁽³⁸⁾。一般に家族法は、身分法の中核として、全人格的な結合関係を規定し、この点、合理的經濟関係を規定する財産法とは区別されるから、カントが家族社會における權利を、右のような特別の定義によって、単なる物權および对人權（債權）から区別したのは、十分に理由のあることだったといつてよい。そしてこの家族法も、「自由の法則」にかなする形而上学的法論の構成要素であつたかぎり、カントは「家共同体」を「自由な存在者たちの共同體 die Gemeinschaft freier Wesen」ととらえ、そこでの權利を、「ある自然法的な許容法則 Erlaubnissgesetz」にかなつた「われわれ自身の人格のうちなる人間性の權利⁽³⁹⁾」と位置づけた。したがってその意味では、カントの家族法論は、夫婦の相互的「平等」、親權に服する子の「人格」性（この点は、上述のカントにおける「人格」概念の行為能力規定を明示的にふみこえている）、家長・

奴婢関係の「契約」による基礎づけと、体僕（ないし隷農）Leibeigenschaftの否定（したがって奴婢の暗示的「人格」性）、といった諸論点によって、たしかに近代社会における家族関係の法的確立を志向する規範性を鮮明に示している。しかしそれにもかかわらず、ここでは、「家族的社會」は、基本的には夫と妻、父と子、家長と奴婢という三重の関係において「家長の支配する社会 *societas herilis*」⁽⁴⁰⁾ととらえられており、そのかぎり、カントはまぎれもなく発想においては旧ヨーロッパに伝統的な「全き家」の觀念のうえに立っていたことになる。たとえばM・リーデルが、「アリストテレスからカントまでの政治的形而上学の巨大な伝統」⁽⁴¹⁾を指摘し、カントにおける「自由主義的理性法のアポリア」⁽⁴²⁾を問題にしたときも、この点を含意していたのであった。そしてカントの「自由主義的理性法」が、まもなく西南ドイツ初期自由主義者たちによって国法学的・立憲主義的に継承されるさいに、この「家共同体」の觀念にもとづくカントの「公民的独立性」という、純粹理念的には近代的でも実質的には史的現実深く規定された規範もいっしょに、そのまま受け継がれたのであって、かれらはそれを、立憲君主政下の国民代表制議會の選舉權の認定基準として実地に適用したのである。

- (1) Vgl. I. Kant, Rechtslehre, S. 133, 135. 四四八、四五〇ページ。
- (2) Vgl. ebenda, S. 64ff, 127ff. 三八二ページ以下、四四三ページ以下。
- (3) I. Kant, Ueber den Gemeinspruch: Das mag in der Theorie richtig sein, taugt aber nicht für die Praxis (1793), in: Philosophische Bibliothek, Bd. 47 I, hrsg. v. K. Vorländer, Leipzig 1913, S. 67-113 [Abk.: Gemeinspruch], S. 90. 篠田英雄訳「理性と実践」同訳『啓蒙とは何か 他四篇』岩波文庫 一九七四年、所収「一四六ページ」。
- (4) Ebenda, S. 88. 一四三—一四四ページ。
- (5) I. Kant, Rechtslehre, S. 136. 四四一ページ。

カント・政治時代・キーン (十一)

- (9) I. Kant, Gemeinspruch, S. 89. | 國法の一語。
- (7) Ebenda, S. 90. | 國法の一語。
- (8) Ebenda, S. 89. | 國法の一語。
- (6) I. Kant, Rechtslehre, S. 43. 三六三の一語。
- (10) I. Kant, Gemeinspruch, S. 89. | 國法の一語。
- (11) Ebenda, S. 90. | 國法の一語。
- (12) Ebenda, S. 89f. | 國法の一語。
- (13) I. Kant, Rechtslehre, S. 149. 國法の一語。
- (14) Ebenda, S. 146. 國法〇' 國法の一語。
- (15) I. Kant, Gemeinspruch, S. 89. | 國法の一語。
- (16) I. Kant, Rechtslehre, S. 144. 國法の一語。
- (17) Vgl. ebenda. 國法の一語。
- (18) Vgl. ebenda, S. 139f. 國法の一語。
- (19) Ebenda, S. 142. 國法の一語。
- (20) Ebenda. 國法の一語。
- (21) Ebenda, S. 146. 國法の一語。
- (22) Ebenda, S. 128. 國法の一語。
- (23) Vgl. ebenda, S. 148f. 國法の一語。
- (24) Vgl. ebenda, S. 140. 國法一國法の一語。

- (25) Vgl. ebenda, S. 167, 140, 169f. 四六三' 四五五' 四八五—四八六'—。I. Kant, Zum ewigen Frieden, Ein philosophischer Entwurf (1795), in: Philosophische Bibliothek, Bd. 47 I, a. a. O., S. 115-169 [Abk.: Frieden], S. 128ff. 宇崎宮秀明訳『永遠平和のためだ』岩波文庫、一九八五年、三三—三六'—。
- (26) I. Kant, Gemeinspruch, S. 105. 一'—。
- (27) I. Kant, Frieden, S. 129. 三'—。
- (28) I. Kant, Rechtslehre, S. 140. 四五五'—。
- (29) I. Kant, Frieden, S. 130. 三'—。
- (30) I. Kant, Rechtslehre, S. 167. 四六三'—。
- (31) Vgl. I. Kant, Frieden, S. 129f. 三'—三'—。
- (32) I. Kant, Rechtslehre, S. 137. 四五二'—。
- (33) Vgl. ebenda, S. 137f. 四四—四五三'—。
- (34) I. Kant, Gemeinspruch, S. 93, Anm. 一'—。
- (35) I. Kant, Rechtslehre, S. 26. 三'—。
- (36) Vgl. z. B., ebenda, S. 43, 97. 三'—四'—; I. Kant, Gemeinspruch, S. 93. 一'—。
- (37) Vgl. O. Brunner, Das „ganze Haus“ und die aleuropäische „Ökonomik“, in: ders., Neue Wege der Verfassung- und Sozialgeschichte, 2. vermehrte Aufl., Göttingen 1968, S. 103-127, 「〈全き家〉と旧ローマの〈家政治〉」, 石井紫郎他訳『ローマ——その歴史と精神』岩波書店、一九七四年、所収、一五一—一八九ページ。
- (38) Vgl. I. Kant, Rechtslehre, S. 90ff. 四〇'—。
- (39) Ebenda, S. 90. 四〇'—。

カント・改革時代・モール (上)

(40) Ebenda, S. 98. 四一四ページ。

(41) M. Riedel, Der Begriff der „Bürgerlichen Gesellschaft“ und das Problem seines geschichtlichen Ursprungs, in: ders., Studien zu Hegels Rechtsphilosophie, Frankfurt a. M. 1969, S. 135-166, S. 146.

(42) M. Riedel, Art., Bürgerliche Gesellschaft, in: Geschichtliche Grundbegriffe, Historisches Lexikon zur politisch-sozialen Sprache in Deutschland, hrsg. v. O. Brunner, W. Conze u. R. Koselleck, Bd. 2, Stuttgart 1975, S. 719-800, S. 756.

四 改革者としての官僚制国家——プロイセンと西南ドイツ——

一 カントの理性法論は、「意志の自律」という先験的理性理念から出発することによって、以上のように社会と国制にかんする規範的諸契機を定言法的に措定し、しかもその諸規範を既存の君主権力自身が改革的に実践すべきことをも、理性必然的に一つの規範たらしめた。しかしそれらの規範は、経験的事象の部分的混入をふくみながらもあくまで形而上学的道德哲学の水準上に、「意思の實質」(目的)を顧慮することなく定言法的にしたがって道德的・普遍「法則」的であるがゆえにいわば一方的に、措定されたものであったから、十九世紀前半のドイツ諸領邦における社会と国制との諸改革の実践方向とカントの理性法論との対応関係は、結局のところ、改革者たちの意図とは直接かかわりあうことなしに、史的定在としての諸改革自体の基本線の側から事後的に検証されるほかはないであろう。

ドイツにおける絶対主義の終期をどこにみ、十九世紀の特殊ドイツの国制類型としての立憲君主政の性格をど

う規定するのか、といった問題については、ドイツの各領邦の国制における多様性と不均等発展も手伝って、歴史家の意見が一致しているとはとうていいえない。しかしそれでも、たとえばE・R・フーバーはつとに、「ライン同盟」(Rheinbund, 1806-13) 諸国の国制を「晩期絶対主義 Spät-Absolutismus」・「潜在的絶対主義」Krypto-Absolutismus」と呼んだだけでなく、その西南ドイツ初期立憲主義体制についても「君主政原理 das monarchische Prinzip」の貫徹状況を指摘していた⁽¹⁾。L・ユストはもっと積極的に、「啓蒙絶対主義の体制は、一七四〇年から一八四〇年にいたる約一〇〇年間を通して、ドイツにおいてもろもろの対立を調整しつつ国家の近代化を進めてきた」と述べ、三月革命以前のドイツ諸領邦の事実上の統治形態を「延長された啓蒙絶対主義」と規定して、官僚制的・絶対主義的統治の実態を強調し、さらにベッケンフェルデは、十九世紀ドイツ諸領邦における「立憲君主政への展開過程は、啓蒙絶対主義がみずから開始した内在的發展に対応したもの」ととらえて、「君主政的支配の連続性」、君主政の長期間の過渡的・継続的な自己改革という基本線を総括的に明示した⁽³⁾から、たとえ絶対主義の終期は一義的に確定しがたいとしても、十九世紀前半については、諸領邦間の不均等を伴いながら、絶対主義的統治形態から立憲主義的形態への漸次的移行を、官僚制に支えられた君主政的統治がみずから強力に継続的に媒介していったと考えられる。

この君主政的統治の、自己改革にもとづく連続性は、三月革命以前の段階では、たとえばD・ラングヴェーシェが鳥瞰したように、革命フランスとナポレオンのドイツ支配という未曾有の外圧に迫られて登場した「プロイセンおよび南ドイツ諸国における改革時代の〈官僚制的自由主義〉」が、「啓蒙絶対主義と立憲自由主義とのあいだの媒介節」⁽⁴⁾になった、というかたちであらわれる。一八〇〇年以後のこの官僚制的「媒介節」を、ユストの

ように「絶対主義」の変種とみなすか、ランゲヴィーシェが括弧つきで踏襲したように「官僚制的自由主義」と呼ぶかは、ただ着目点のちがいによるのであって、「結局国王に従属する大臣によって絶対主義的な統治が行なわれた」⁽⁵⁾点を強調するか、それとも、その統治が、「身分制的・封建的な諸拘束、並びに国家と臣民とのあいだの伝来の中間諸権力を、排除または削減したという意味で、〈自由化した〉」⁽⁶⁾点に注目するか、というちがいなのである。むしろこのばあい留意されるのは、改革期の「官僚制的自由主義」はそういう両様の規定を許す性格をもっていたこと、いいかえれば、官僚主導の上からの「国家・社会・経済の〈近代化 Modernisierung〉は必然的に政治的〈自由化 Liberalisierung〉をもたらしたというわけでは決してなかった」⁽⁷⁾ことであろう。そして、上からの「近代化」を担った国家官僚層(官吏身分 Beamtensstand)のタイプには、たしかにR・フィーアハウスが分類したように、出自の同質性と密接な血縁関係とをもつ「純粹に市民的な官吏身分」(ヴェルテムベルク型)と、きびしい訓練によって「地域的・身分的な差異をこえ、君主個人をもこえて〈国家〉に仕える意識を涵養された」、貴族・将校・教養市民からなる官僚層(プロイセン型)との、少なくとも二類型が存在したのだが、⁽⁸⁾それでもなお、国家官僚層が、「社会状態の普遍的利益をおのれの仕事とする」ところの「普遍的身分、der allgemeine Stand」⁽⁹⁾(ヘーゲル Georg Wilhelm Friedrich Hegel, 1770-1831)として、あるいは立憲制以前の時代に「職業としての政治」を行ないえた唯一の集団として、自由な「国家公民の模型 Modell-Staatsbürger」⁽¹⁰⁾となった点、⁽¹¹⁾そしてその官僚層が「君主と臣民との仲介者」として実際の政治的方向を決定した点では、プロイセンと西南ドイツとの差異をこえて全ドイツ的に、「官僚制的自由主義」による「上からの革命 eine Revolution von oben」⁽¹²⁾の重要性と、その反射像としてのドイツ社会のブルジョア化のおくれとが、再確認されうる。

二 しかし、基本的にはそうであっても、もともと官僚制的諸改革が「国家への市民の参加をではなく行為能力ある国家を」⁽¹³⁾ 希求したかぎり、一八一五年以降、上からの諸改革の限界が一般に認識されてゆくにつれて、初期自由主義 *Frühliberalismus* が政治的立憲運動として形成され、国家・官僚制的「近代化」と政治的「自由化」との対立が顕在化したから、この点で、ナッサウ（一八一四年）、バイエルンとバーデン（一八八年）、ヴュルテムベルク（一九年）、ヘッセン・ダルムシュタット（二〇年）など、憲法と議会（*Landtag od. Landstände*）とを創設した西南ドイツ諸国と、憲法をあとまわしにした「行政改革の優先」⁽¹⁴⁾ を志向し、まもなくカールスバートの決議（一八一九年）とハルデンベルク（*Karl August Fürst von Hardenberg, 1750-1822*）の死により「官僚制的自由主義」さえ挫折して、「官僚制的絶対主義へのあとまどり」⁽¹⁵⁾ をまねいたプロイセンとの差異は、大きい。「プロイセン改革」は、一連の自由主義的な行政・経済・教育・軍政の諸改革をつうじてたしかに身分制的社会構造の解体を促進したが、選挙制市議会の設置（一八〇八年）をほとんど唯一の例外として、政治への本格的な代議制的市民参加をついに制度的に実現しえず、憲法制定は結局一八四八年末の「欽定憲法」までもちこされてしまった。したがってこの間、プロイセンでは、「国家は経済社会を解き放ったが、これを統治体制に組み入れることをしなかった」⁽¹⁶⁾ ことになる。「改革」の基調は、後見的官房体制から大臣統治制による合法的行政への転換を中心とした行政改革にあり、憲法体制の代わりに、内閣および二五県庁における合議制と、八州の州長官および三二五の郡長（*ラントラート*）の専決制とが交互に入りくんだ複雑な行政体系によって、いわば「行政〔自体〕が議会類似の機能を果たした」⁽¹⁷⁾ のであって、臣民は「地域的な身分制の絆から解放」されながら、実際には「自由な公民とはならず」に「管理 *verwalten* される」ものとなった⁽¹⁸⁾ から、政治的自由主義の運動はプロイセンでは

抑止されざるをえなかった。

これに対して西南ドイツ諸国では、上述のように憲法と二院制議会とが比較的早期に導入され、これによって政治的自由主義が国民代表制度（とくに選挙制の第二院すなわち下院）の基礎のうえに展開された。しかし、この政治的・市民的憲法運動としての初期自由主義は、第一に、新議会とかつての身分制（等族）議会との史的連続性にかかわる国制史の問題点において、第二に、初期自由主義者たちの描いた市民的社會像すなわち「中間身分 *Mittelstand*」社會構想の過渡的で不安定な性格の点で、ともに進歩性と守旧性との特有の両面指向性を包蔵していたから、プロイセンのばあいとは逆に、西南ドイツにおける政治的自由化の進展は、かならずしも經濟社會の「解放」を帰結したわけではなかった。

西南ドイツ諸国の憲法と議會制度は、十九世紀初めの一連の領土の大再編に直面した諸君主が、異質な新領土を統合し、あわせてナポレオン戦争で疲弊した國家財政を安定化させるために、形成されつつある市民社會の代表を既存秩序の中に編入する試みとして、上から導入されたものであり、⁽¹⁹⁾上述の初期の憲法のほとんどは君主政原理にもとづく「欽定」憲法だった。そのうちの唯一の例外として、ヴュルテムベルク憲法が、君主と諸身分との法的な「協定」という形式をとったのは、ここでは君主に対抗する諸身分の力が伝統的に強かったことと、新しい自由主義的勢力が君主と國民とを二つの憲法制定権力とみなしたことが共同作用した結果であった。⁽²⁰⁾ O・ヒンツェの業績以来、身分制國家における君主政原理（ヘルシャフト）と身分制原理（ゲノッセンシャフト）とのいわゆる二元主義的構造はつとに周知のことだが、⁽²¹⁾フィーアハウスが解明したように、ドイツではモンテス

キエー (Charles Louis de Secondat, baron de La Brède et de Montesquieu, 1689-1755) の『法の精神』(1

七四八年）がその制限君主政論および「中間権力」（貴族）不可欠性論の文脈で広く読まれ、十八世紀後半には帝国と領邦との両次元で等族の政治的評価が一種の高まりをみせていたことも、あわせて想起されてよい。そしてそういう王権への対抗勢力としての身分制的・ゲノッセンシャフト的伝統要因の史的定在にもとづいて、十八世紀の身分制議会と十九世紀の国民代表議会との連続性問題も、ドイツ史研究上の「昔からのテーマ」⁽²³⁾をなしていたのであって、この点、たとえばG・A・リッターの定式化にしたがえば、十九世紀ドイツの立憲制的代議制における「身分制的諸伝統・諸制度への結びつき」は、「住民のより強固な協働をめざす自由な諸志向の強化をも、また、憲法政治的な発展可能性と社会的諸特権の撤廃との阻止をも、帰結」しうるような「アンビヴァレントな性格」⁽²⁴⁾をもっていた。したがってそういう意味で、西南ドイツ、とりわけヴェルテムベルクは、ヘーゲルとフリードリヒ・リスト（Friedrich List, 1789-1846）とモールの故国として、身分制的陋隘の温床とも、初期立憲主義を担った市民的自由主義の舞台ともなったのだった。

しかも初期立憲主義の運動は、一般国制史的には、憲法制定権力が国王にのみ属するという意味での君主政原理と欽定憲法体制とのもとで展開されたのであり、そのご、一連の基本権（思想の自由、結社の自由、所有権、法の前での平等など）並びに国民代表制の政治的諸機能（立法への国民の参加、議会の予算権、立憲主義的な大臣「答責性 Verantwortlichkeit」など）の累積的定着化をつうじて、国王と国民代表との共同行為領域たる立法権の範囲の拡大と、国王単独の執行権の法的制約の伸張とがはかられ、君主政原理が実質的に稀釈化してゆく、その漸次的な長期間の道のりの、端緒をひらいたにすぎない。ロテックに代表される古典的な立憲君主政論者たちは、一貫して国王・政府と国民代表議会との厳格な「二元主義の理論」⁽²⁵⁾に立脚していたのであり、十九世紀中葉に

モールがイギリス型議會制(議院内閣制)論を提起するまでは、一般に統治と行政は国民代表から独立した国王固有の領分として觀念されていたから、この点で初期立憲主義思想は、国王による官房体制的絶対主義統治および身分制的二元主義の史的伝統との深い親和性をかいまみせる。たとえばロテク(一八一九年)にしたがえば、「ラントシュテンデ Landstände」「一八一八年の憲法にもとづく新議會」は、国家へと結合した国民全体(……)を表示する(……)會議体であり、この国民(……)の諸權利を政府に対抗して行使するよう委託されている。……シュテンデは政府に対抗する国民代表である。「ラントシュテンデは一時的な、そして内容に応じて確定した、少なくとも確定可能な全権によって発言し行為するのに対して、政府は普遍的な、そしてたいていは永続的な、または長期間継続するような全権によって発言・行為する。」⁽²⁶⁾ こういう国民代表議會と政府との二元主義的発想は、ロテクに限られたものではなかったし、それは実際の初期立憲君主政における「制度的二元主義」⁽²⁷⁾を反映したものであって、そこでは、議會は国王の立法権の一部分に共同参加するにとどまり、国王の統治権は、議會に責任を負わない政府をつうじて自由に行使されたのである。

他方、西南ドイツ初期自由主義における「中間身分」社会構想は、近年のドイツ自由主義史研究がひらいた新生面に属する。初期立憲主義の最有力拠点バーデンを中心に、ロテク、ヴェルカーら初期自由主義者が提起した「中間身分」社会構想は、当時の独立小経営の農民およびとりわけ手工業者を中核とする産業革命以前の社会構造を、現実の社会史的立脚基盤としていたのであって、この点をL・ガルは、「中間的」な人々の無階級的 Klassenlos な市民社会 Bürgergesellschaft の未来像⁽²⁸⁾、……家父長制的基礎にもとづいた、前工業的な、職分的に編成された中間身分社会の未来像⁽²⁹⁾と規定して、三月革命以降の資本主義化および階級イデオロギーと対比し、

あるいはH・ゼダイスは同様の視角から、関連研究史を網羅的に展望して、西南ドイツ初期自由主義の社会理想についてC・B・マクファースンの「単純市場社会モデル das Modell einer einfachen Marktgemeinschaft」の概念を援用した⁽³⁰⁾。それら三月革命以前の初期自由主義にかんする思想史的・社会史的諸研究がすでに共有財的にわれわれに明示しているのは、以下のような諸論点である。

第一に、手工業的西南ドイツでは、ハンゼマン (David Hansemann, 1790-1864)・メーヴィーセン (Gustav Mevissen, 1815-99)・カンプハウゼン (Ludolf Camphausen, 1803-90)らのライン自由主義における明瞭なブルジョア化志向とは異なり、イギリス型の資本主義化が「貨幣貴族制」(ロテク)や「資本と労働との不均衡」(たとえばカール・マティ Karl Mathy, 1806-68)を生むものとして忌避され、もっぱら「すべての市民の法律上の形式的平等と、労働によってえられる所有の権利と」⁽³¹⁾を核とする独立小経営的な自然法的かつ市民的社会観にもとづいて、「無制限の営業の自由」に反対する「用心深い自由化」⁽³²⁾がめざされたのであり、この点で、西南ドイツ初期自由主義における憲法政策的な国家・法律論と经济社会政策的な市民社会構想とのあいだの緊密不可分の連動性が見とめられること、第二に、そういう独立小経営的な市民社会観は、歴史的には不安定なその過渡性のゆえに、必然的に、「封建貴族の〈歴史的権利〉と、近代的なブルジョア制との両面闘争」⁽³³⁾を余儀なくされ、「旧身分制的・封建制的特権社会への批判と、産業資本主義的階級社会への批判という、二重の攻撃方向」⁽³⁴⁾をもたざるをえなかったこと、第三に、ガルが指摘しゼダイスやランゲヴィーシェも確認したように、西南ドイツ初期自由主義者が用いた「市民社会 die bürgerliche Gesellschaft」の概念には、「伝来の職分的な社会編成」と「大家族の家父長制的組織形式」とが伏在しており、とりわけ後者は、それが「〈公共性 Öffentlichkeit〉の全形式をな

によりもまず家父の共同体 *Gemeinschaft der Hausväter* として表現するのをまったくあたりまえのこととさせた」という意味で、「伝統的・アリストテレス的な *societas civilis sive res publica* の考え⁽³⁵⁾」を示したこと、そして第四に、これら三点の集約的な一指標としてあげられることだが、初期自由主義者たちは「中間身分」ないし「市民身分 *Bürgerstand*」を、「国民の中核」、あるいは「ひとから尊敬される、ゲマインデおよび国家の自立した構成員」(モール)⁽³⁶⁾の集合体ととらえて、経済的独立性に裏づけられた「家父」としての行為能力を選挙権資格と結びつけ、財産評価制にもとづく制限選挙権を主張することによって、無産者および婦人を「市民社会」の本来の構成員とはみなさないという、「法の前の平等」論の当時としては自明の政治的前提を表示したこと⁽³⁷⁾、以上の諸点である。

したがって、西南ドイツ初期自由主義は、ドイツでは先駆的な国民代表制議会に付着した伝統的要因、並びに「中間身分」的市民社会像、という二重の意味で、前望性と回顧性とを兼備していたのであり、しかも国民代表制およびそれを支えた自然法的・市民的な憲法・社会思想が旧来の絶対主義的統治に対抗して即自的に示した進歩性はもとより否定しえないから、プロイセンとの対比においては、ニバーダイの次のような総括も可能となる。すなわち、「南ドイツでは、初期憲法の政治的・立憲制的近代性が、プロイセンでは、自由主義的でダイナミックな経済社会の経済的・社会的近代性が成立⁽³⁸⁾」し、「立憲制的南ドイツは、社会構造政策的にはプロイセンより保守的なままであった⁽³⁹⁾」と。そして、そういう両地方の政治的並びに経済・社会的な不均等発展をはらみながら、ひろくドイツの「自由主義」は、すでに十九世紀早々に、「国家が自己修正能力をもち、近代性の代理人、進歩の、いやそれどころか自由の代理人だった」という「ドイツにおける官僚制的官憲国家 *der bürokratische Obrig-*

keisstaat の「ヤヌスの顔」に普遍的に直面してしまい、国家に対する関係においては、「国家との協力」と「国家への対決」との「アンビヴァレンツ」を付与されて、この両極のあいだでの「動揺」が、十九世紀をつうじて「ドイツ自由主義の固有の問題となった」⁽⁴⁰⁾のである。

三 カントの形而上学的理性法論は、自由で平等な国家公民からなる近代社会の理念像を提示し、この自由な「公民社会」像はそうあるべきものとして、強い規範性をもっていた。しかし自由な「公民社会」は、すでに述べたように、抵抗を許さぬものとしての既存の国家権力の「ア・プリオリな正当化によってこそ、その存立を保証されていたから、そのかぎりでは、既存の君主制国家自身が「共和制的」公民社会を建設する改革者として立ちあらわれる理念的必然性を、カントの理性法論はすでに内包していたし、この点を決してかくしていなかった。したがって、君主制国家自身が「自己修正能力」をもち、近代性や自由の「代理人」だったという、十九世紀ドイツ史をつらぬく基本線は、その折々の現実政治的意図を捨象すれば、カントの「公民社会」論におおいに忠実な、その実践史たる意味をもつことになるであろう。

そのあらわれかたは複合的である。「公民社会」においては、「命令権者(imperans)と臣民(subditus)とのあいだには何らの仲間的 gesellschaftlich 結合関係も存在しない」から、「公民的統合体(unio civilis)」は「社会(Gesellschaft)である」というよりも、むしろ「命令権者のもとに互に平等な公民の」社会をつくるのである⁽⁴¹⁾。とカントは述べた。この意味において、「プロイセン改革」は、行政改革(カントが「変更可能」と規定したものの)を梃子として、絶対主義的な身分制社会から法律に従って統治される君主政的公民社会への一種革命的でさえある移行を、上からの官僚制的自己改革運動として国家政策的に遂行しようとした。コゼレックが示唆したよ

(42) うに、改革者たちは「法律国家」の建設をめざし、その意味では大いに成功した。しかし統治方式の改革はあつまわしにされ、そのご、経済社会の解放度は深化しながら「官僚制的絶対主義へのあともどり」が当面の帰結だったことは、明らかにカントの理念を裏切るものだった。西南ドイツ諸国のほうは、立法権への国民代表制の早期の達成によって、カントの自由な公民社会を「つくる」理念的規範を、君主制的「共和制」への統治方式の変更において実践した。そしてたしかに国民代表制度は、国民自身が「普遍的な統治権者」であるというカントの公民社会像における最も根源的な規範を現実のものにするための、第一歩だった。しかし西南ドイツ初期立憲主義は、立法権と執行権との峻別、すなわち国民代表議会と統治権者たる執政府との二元主義において、君主政原理の貫徹を許容し、また、投票権者の認定基準を、自立した「家共同体」の家長としての自権者性に求めたのであり、そのかぎりでは、カントの自由主義的・理性法的「公民社会」の規範が同時に包蔵していた伝統的・保守的側面をもそのまま継承したことになる。そして、政治的立憲運動としての初期自由主義の拠点バーデンにおいてさえ、政治機構的には、自由主義的な第二院の代議士は、かれらの立場がヴィンター (Georg Ludwig Winter, 1778-1838)・ネービニウス (Karl Nebenius, 1784-1857) ら政府部内の啓蒙官僚左派によって部分的にせよ代弁されることを、ただ一方的に期待するにとどまらざるをえなかったのであって、⁽⁴³⁾ 上述の二元主義の制度と理論が物語るように、国民代表議会が政府を拘束する明示的形式のみならずそれを獲得する意欲さえもまだ欠いていたから、実際の改革の最終的決定は事実上つねに政府の官僚に委ねられていたという点では、改革者としての官僚制国家という図式はなにもブロイセンに限られたことではなかった。この官僚主導の君主政的改革国家という十九世紀的ドイツ干渉国家の史的形成は、こうしてカントの「公民社会」像と多様な文脈でかみ合っていた

ように思われる。

- (1) Vgl. E. R. Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789, Bd. I, Stuttgart 1957, S. 90f., 336ff.
- (2) Vgl. L. Just, Studien und Formen des Absolutismus, Ein Überblick (1961), in: W. Hubatsch (Hrsg.), Absolutismus, Darmstadt 1973 (Wege der Forschung, Bd. CCCXIV), S. 288-308, insb. S. 306, 308. 石川武訳『絶対主義の諸段階と諸形態——一つの概観——』、F・ハルトマン、R・フーブハウス他著、成瀬治編訳『伝統社会と近代国家』、岩波書店、一九八二年、所収、一九五、一九七ページ。
- (3) Vgl. E.-W. Bockenförde, Der deutsche Typ der konstitutionellen Monarchie im 19. Jahrhundert (1967), in: ders., Staat, Gesellschaft, Freiheit, a. a. O., S. 112-145, insb. S. 116. 村上淳一訳「一九世紀ドイツ立憲君主政の国制類型」前掲『伝統社会と近代国家』、所収、四九二ページ。
- (4) Vgl. D. Langewiesche, Liberalismus in Deutschland, Frankfurt a. M. 1988, S. 16.
- (5) L. Just, a. a. O., S. 301. 一八九ページ。
- (6) D. Langewiesche, a. a. O., S. 15.
- (7) Ebenda, S. 12.
- (8) Vgl. R. Vierhaus, Ständewesen und Staatsverwaltung in Deutschland im späteren 18. Jahrhundert (1966), in: ders., Deutschland im 18. Jahrhundert, Politische Verfassung, soziales Gefüge, geistige Bewegungen, Göttingen 1987, S. 33-49, S. 45ff. 成瀬治訳「一八世紀後期のドイツにおける身分制と国内行政」前掲『伝統社会と近代国家』、所収、三九二ページ以下。
- (9) G. W. F. Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts, hrsg. v. J. Hoffmeister, 4. Aufl., Berlin 1956, S. 177
カント・改革時代・キーン (上)

カント・改革時代・キーン (上)

(§205). 藤野鴻・赤澤正敏訳「法の哲学」『世界の名著 35 ケーゼル』中央公論社、一九六七年、所収、四三四頁以下。Vgl. auch ebenda, S. 253 (§289) ff. 五四五頁以下。

- (9) D. Langewiesche, a. a. O., S. 17.
- (11) R. Vierhaus, a. a. O., S. 48. 三六頁以下。
- (12) Vgl. nur z. B., T. Nipperdey, Deutsche Geschichte 1800–1866, Bürgerwelt und starker Staat, München 1983, 2. Aufl., 1984, S. 32.
- (13) D. Langewiesche, a. a. O., S. 18.
- (14) R. Koselleck, a. a. O., S. 163.
- (15) B. Vogel, Allgemeine Gewerbefreiheit, Die Reformpolitik des preußischen Staatskanzlers Hardenberg (1810–1820), Göttingen 1983, S. 226, vgl. auch S. 105.
- (16) R. Koselleck, Staat und Gesellschaft in Preußen 1815–1848, in: H.-U. Wehler (hrsg.), Moderne deutsche Sozialgeschichte, Köln u. Berlin 1966, S. 55–84, S. 78. 平城照分訳「プロキヤンと其の國家と社会 一八一五年—一八四八年」前掲『『統社会と近代國家』』所収、四六七頁以下。
- (17) Ebenda, S. 66. 四四一頁以下。Vgl. T. Nipperdey, a. a. O., S. 331ff., 336.
- (18) Ebenda, S. 81. 四六一頁以下。
- (19) Vgl. z. B., R. Rurup, Deutschland im 19. Jahrhundert 1815–1871, Göttingen 1984 (Deutsche Geschichte, hrsg. v. J. Leuschner, Bd. 8), S. 130f.; W. Hardtwig, Vornarz, Der monarchische Staat und das Bürgertum, München 1985 (Deutsche Geschichte der Neuesten Zeit vom 19. Jahrhundert bis zur Gegenwart, hrsg. v. M. Broszat u.a.), S. 50ff.; C.-F. Menger, Deutsche Verfassungsgeschichte der Neuzeit, Eine Einführung in die

- Grundlagen, Karlsruhe 1975, 3. Aufl., 1981, S. 122ff.; T. Nipperdey, a. a. O., S. 69.
- (20) Vgl. E.-W. Bockenförde, Der deutsche Typ……, a. a. O., S. 117, 137 Anm. 21. 四九三' 五一三' ヲシ。
- (21) この点、ササキ・オ・コンニハ著『成瀬治記『身分制議会の起源と発展』創文社、一九七五年』所収の二論説をよむ記者解説を参照。
- (22) Vgl. R. Vierhaus, Montesquieu in Deutschland, Zur Geschichte seiner Wirkung als politischer Schriftsteller im 18. Jahrhundert (1965), in: ders., Deutschland im 18. Jahrhundert, a. a. O., S. 9-32, insb. S. 24ff. 佐々木毅記「一八世紀のモンテスキューの影響」前掲『伝統社会と近代国家』所収「一ニ六' ヲシ」。
- (23) V. Press, Landstände des 18. und Parlamente des 19. Jahrhunderts, in: H. Berding u. H.-P. Ullmann (hrsg.), Deutschland zwischen Revolution und Restauration, Königstein/Ts. u. Dusseldorf 1981, S. 133-157, S. 133.
- (24) G. A. Ritter, Entwicklungsprobleme des deutschen Parlamentarismus, in: ders. (hrsg.), Gesellschaft, Parlament und Regierung, Zur Geschichte des Parlamentarismus in Deutschland, Dusseldorf 1974, S. 11-54, S. 15.
- (25) T. Nipperdey, a. a. O., S. 295. Vgl. auch z. B., D. Langewiesche, a. a. O., S. 26f.; E.-W. Bockenförde, Der deutsche Typ……, a. a. O., S. 120. 四九六' ヲシ。
- (26) C. v. Rotteck, Ideen über Landstände, Herausgegeben im Jahre 1819, bei der Eröffnung des ersten Badischen Landtages, in: ders., Sammlung kleinerer Schriften, meist historischen oder politischen Inhalts, Bd. 2, Stuttgart 1829, S. 71-155, S. 77f., 91.
- (27) T. Nipperdey, a. a. O., S. 295.
- (28) この点、拙稿「バーデン初期自由主義とフランク・ヨーゼフ・ブス」『成城大学経済研究』第七五号、一九八一年一〇月、所収、を参照。

ルン・カール・ヤーン (41)

- (37) L. Gall, Liberalismus und „bürgerliche Gesellschaft“, Zu Charakter und Entwicklung der liberalen Bewegung in Deutschland, in: ders. (Hrsg.), Liberalismus, Köln 1976, 2. Aufl., Königstein/Ts. 1980, S. 162-186, S. 176.
- (38) Vgl. H. Sedats, Liberalismus und Handwerk in Südwestdeutschland, Wirtschafts- und Gesellschaftskonzeptionen des Liberalismus und die Krise des Handwerks im 19. Jahrhundert, Stuttgart 1979, S. 28, 37ff.
- (39) Ebenda, S. 48.
- (40) D. Langewiesche, a. a. O., S. 29.
- (41) H. Sedats, a. a. O., S. 39.
- (42) D. Langewiesche, a. a. O., S. 31.
- (43) L. Gall, a. a. O., S. 165, 163. Vgl. auch H. Sedats, a. a. O., S. 25; D. Langewiesche, a. a. O., S. 28.
- (44) 津田真澄・山田高生編『社会政策の思想と歴史——大陽寺順一教授還暦記念論文集——』千倉書房、一九八五年、所収「ルン・カール・ヤーンを参照」。
- (45) Vgl. L. Gall, a. a. O., S. 172; H. Sedats, a. a. O., S. 39f.; D. Langewiesche, a. a. O., S. 23, 33f.; T. Nipperdey, a. a. O., S. 293f.
- (46) T. Nipperdey, a. a. O., S. 79.
- (47) Ebenda, S. 297, vgl. auch S. 345.
- (48) Ebenda, S. 289.
- (49) I. Kant, Rechtslehre, S. 128. 国家の一般。
- (50) Vgl. R. Koselleck, Preußen zwischen Reform und Revolution, a. a. O., S. 153ff. Vgl. auch T. Nipperdey, a.

a. O., S. 331.

(43) Vgl. D. Langewiesche, a. a. O., S. 19.

〔付記〕 本稿は、昭和六三年度成城大学教員特別研究助成による研究成果の一部である。